

行橋市体育施設等

(行橋市体育施設、行橋市宿泊型研修施設、行橋総合公園)

指定管理者仕様書

(案)

令和7年9月

行橋市

目 次

共通事項

1. 趣旨	P 1
2. 指定期間	P 1
3. 管理に関する遵守事項	P 1
4. 指定期間満了後の引継業務	P 1
5. 管理が困難となった場合の措置	P 2
6. 指定管理料	P 2
7. 協定の締結	P 2
8. リスクの分担	P 3
9. その他	P 5
別紙 1	P 6
別紙 2	P 7

個別事項

行橋市体育施設

1. 施設の概要	P 8
2. 開館時間及び休館日	P 9
3. 利用料金	P 10
4. 人員の配置	P 13
5. 令和6年度までの収支状況	P 13
6. 指定管理者が行う業務	P 15
参考資料	P 17

行橋市宿泊型研修施設

1. 施設の概要	P 18
2. 開所時間及び休所日	P 18
3. 利用料金	P 19
4. 人員の配置	P 20
5. 令和6年度までの収支状況	P 20
6. 指定管理者が行う業務	P 21

行橋総合公園

1. 施設の概要	P 24
2. 使用料金	P 24
3. 令和6年度までの収支状況	P 24
4. 指定管理者が行う業務	P 26
5. 物品について	P 28

指定管理者仕様書（共通事項）

1 趣旨

本仕様書は、体育施設等（行橋市体育施設、行橋市宿泊型研修施設、行橋総合公園をいう。以下同じ。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とします。

2 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

ただし、市が管理を継続することが困難と認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部を停止することができます。

3 管理に関する遵守事項

- (1) 関係法令及び条例等の規定を遵守すること。
- (2) 利用者の多様なニーズに対応し、要望等の把握及び管理運営への反映に努めること。
- (3) 常に市との連絡体制を密にし、業務に遺漏のないように万全を期すること。
- (4) 個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。
- (5) 業務上知り得た内容を第三者に漏らし、あるいは自己の利益のために使用しないこと。指定期間終了後も同様とします。
- (6) 体育施設等の管理にあたり、適切な範囲で保険等に参加すること。
- (7) 毎月終了後10日以内に、当該月の本業務に係る月次報告書を作成し、提出すること。
- (8) 毎年度終了後60日以内に、当該年度の本業務に係る事業報告書を作成し、提出すること。
- (9) 毎年度定期的に、当該業務にかかるモニタリング項目を市と協議し実施すること。
- (10) 体育施設等の施設内の秩序を維持し、事故、盗難、破壊等の犯罪、不法投棄及び火災等災害の発生を警戒・防止し、財産の保全を図るとともに利用者の安全を守るために、保安管理を適切に行うこと。特に体育施設等の立地環境を考慮し、夜間の業務時間の防犯、安全対策に特段の配慮を行うこと。

4 指定期間満了後の引継業務

指定管理者は、指定期間満了後又は指定の取消し等により次期指定管理者へ引き継ぐ際は、円滑かつ支障なく指定管理業務を遂行できるように引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

なお、事務引継ぎに要する経費は、指定管理者の負担とします。

5 管理が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、適切な体育施設等の管理が困難となったと認められる場合、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、各施設の管理が困難と認められる場合は、市は指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。なおこの場合、市に生じた損害は、指定管理者が賠償しなければなりません。

(2) 不可抗力その他、市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により、各施設の管理が困難となった場合、市と指定管理者とは管理の継続の可否について協議を行うものとします。

なお、協議の結果、当該指定管理者による体育施設等の管理が困難と市が判断した場合は、市は指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。

6 指定管理料

市は、体育施設等の管理運営業務に要する経費として、年度ごとに締結する年度協定に基づき指定管理料を指定管理者に支払うものとします。

体育施設等の5年間の合計指定管理料の上限金額は、574,165,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

また、体育施設等の各年度の上限金額は下表のとおりとします。

	体育施設	宿泊型研修施設	総合公園
令和8年度	48,439,000円	32,764,000円	27,579,000円
令和9年度	50,005,000円	33,671,000円	27,668,000円
令和10年度	51,615,000円	34,602,000円	28,341,000円
令和11年度	53,269,000円	35,555,000円	29,363,000円
令和12年度	54,969,000円	36,534,000円	29,791,000円

7 協定の締結

市と指定管理者とは、協議に基づき、基本協定と年度協定とを締結します。協定は以下の項目について定めます。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うにあたって知り得た情報の管理に関する事項
- (8) その他市が別に定める事項

8 リスクの分担

市と指定管理者とのリスク分担は、次のとおりとします。

区分	リスクの種類	リスク内容	市	指定管理者
準備段階	応募手続き	応募費用の負担に関するもの		○
	募集手続き	募集要項（関連資料を含む）の誤りによるもの	○	
		指定管理者作成資料の誤りによるもの		○
事情変更	準備手続き	指定管理開始期における準備（引継ぎ）費用の負担に関するもの		○
	税制度の変更	当該施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更	○	
		消費税の変更に伴う委託料の増減	○	
	法令の変更	当該施設の管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	物価変動	人件費、物品費、光熱水費などの物価変動に伴う経費の増	協議事項	
	金利変動	金利変動に伴う費用負担に関するもの		○
	政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
執行業務	周辺地域及び住民への対応	地域との協調		○
		指定管理業務に対する要望		○
		上記以外	○	
	事業内容の変更	市の指示による業務内容変更に伴う経費の増加に関するもの	○	
		指定管理者の帰責事由による経費の増加に関するもの		○
	災害応急活動	市の要請に基づき指定管理者が協力業務に要した費用に関するもの	○	
	一部委託	指定管理者が市の承認を得て、業務の一部を委託した場合に生じた損害や経費の増加に伴うもの		○
	債務不履行	市の協定内容の不履行に伴うもの	○	
		指定管理者の協定内容の不履行に伴うもの		○

財産管理	施設瑕疵	施設・設備に隠れた瑕疵が発見された場合に関するもの	○	
	施設損壊・損傷・劣化 備品等の損壊・損傷・劣化	指定管理者の帰責事由による施設設備、備品などの損壊・損傷・劣化に関するもの		○
		経年劣化によるもので、1件あたり50万円以上のもの	○	
		経年劣化によるもので、1件あたり50万円未満のもの		○
		上記以外のもの	○	
	施設、設備の維持管理	保守点検、法定点検、安全衛生管理、清掃、警備など		○
事業終了	指定の取消し	指定管理者の帰責事由により指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合に関するもの		○
	事業終了・引継ぎ	事業終了時の原状復帰、業務引継ぎに関するもの		○
その他	不可抗力	不可抗力（地震、津波、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等、戦争、テロ、暴動、その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的または人為的な現象）に伴う、研修施設、設備の修復による経費の増加、収入の減少及び事業履行不能	○	
		被害調査及び報告		○
		感染症の発生に起因する、利用者の減少に伴う収入の減少、経費の未執行による支出の減少に伴う経費の増減	協議事項	
	支払い遅延	市から指定管理者への経費等の支払い遅延	○	
		指定管理者から市への経費等の支払い遅延		○
	第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
第三者の行為によるもので相手方が特定できないもの		協議事項		
個人情報漏洩			○	

9 その他

(1) 指定管理区域

別紙1参照（P6）

(2) 備品の取扱い

体育施設等に付属する市の備品等については、その使用及び保管に関して十分注意してください。

指定管理者が指定管理料において備品を購入しようとする場合は、事前に市と協議を行い、帰属先を決定するものとします。

(3) 自主事業について

体育施設等の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができます。別紙2（P7）に一例を示します。

(4) 協議

この仕様書に定めのない事項については、市と指定管理者とが協議の上、決定するものとします。

別紙 2

自主事業の実施について

自主事業を積極的に実施することで、集客力や施設の効率性が向上することを期待します。下記は一例であり、応募者側で各提案に代わる有効な案があれば、ご提案ください。

- ・既存事業の拡大

これまで総合公園において実施してきた既存事業を、市内のみならず、広く参加を呼びかけ事業を拡大する。

- ・スポーツ合宿、競技大会の開催

全国の高校や大学、社会人クラブなどに働きかけ、宿泊場所として研修センターの利用に繋がるスポーツ合宿・競技大会を開催する。

- ・利用者の方が親しみやすいスポーツ教室の実施

市民の健康維持・増進及びスポーツの普及・振興を目的として初心者スポーツ教室の開催や子どもから高齢者まで幅広い年齢層が楽しめるプログラムを用意し、継続的な施設の利用促進を図ること。また、地元で活躍するプロ選手等を招へいし、スポーツ教室等を開催する。

- ・スポーツインストラクター事業

トレーナー等の資格を有し、トレーニングメニューの作成や健康教室の企画実践を行えるスポーツインストラクターを雇用し、市民体育館に常駐させる。

高齢者や子育てママを対象とした健康教室、ダイエット講習等を実施する。

専門的知識を活かして、地域のスポーツ指導者向け「スポーツ科学を取り入れたコーチング講習会」を実施する。

- ・ヨガ教室、健康教室等の事業

ヨガ、体操などの軽運動を通じて健康への意識を高めるための教室。また、これらの教室を宿泊研修とすることで栄養バランスの取れたレシピの紹介や試食なども行う事業の企画・実施。

- ・オートキャンプ場を活用した事業

アウトドア志向の人たちのためにキャンピングカーや登山グッズの展示(即売)会を誘致、若しくは自主開催する。

長期休暇シーズンをメインとした親子参加型の体験教室の実施や、初心者向けのキャンプ教室の開催。

- ・シーズンイベントの開催

季節やイベント(ハロウィン等)に合わせ、総合公園全体を利用しての宝探しや仮装パレード、キャンプファイヤー等を実施する。

指定管理仕様書（個別事項）

行橋市体育施設指定管理者仕様書

1 施設の概要

- (1) 施設の名称 行橋市民体育館
所在地 行橋市大字今井 3 7 5 9 番地
開設年月 昭和 62 年 4 月
建物構造 鉄筋コンクリート 2 階建
規模 敷地面積 9,000 m²
建築面積 4,049 m²
延床面積 4,530 m² (1 階 3,260 m²、2 階 1,270 m²)
施設内容 アリーナ、トレーニング室、会議室 3 室
観覧席 1,210 席
- (2) 施設の名称 行橋市弓道場
所在地 行橋市大字今井 3 7 5 2 番地
開設年月 昭和 63 年 4 月
建物構造 木造平屋建
規模 敷地面積 720 m²
建築面積 239.42 m²
延床面積 187.21 m²
施設内容 射場 6 人立
- (3) 施設の名称 行橋市武道館
所在地 行橋市大字今井 3 7 7 0 番地
開設年月 昭和 63 年 11 月
建物構造 鉄筋コンクリート平屋建
規模 敷地面積 3,207.4 m²
建築面積 1,608 m²
延床面積 1,282.74 m²
施設内容 観覧席 128 席
- (4) 施設の名称 行橋市庭球場
所在地 行橋市大字今井 3 7 8 4 番地
開設年月 平成 3 年 5 月
構造 人工芝コート
規模 敷地面積 8,000 m²
施設内容 人工芝 8 面
管理棟 1 棟
照明塔 30 基

(5) 施設の名称 行橋市サッカー場
 所在地 行橋市大字菟島 9 1 3 番地
 開設年月 平成 28 年 4 月
 構造 人工芝サッカーグラウンド
 規模 敷地面積 29,000 m²
 施設内容 サッカーグラウンドコート (少年用 2 面兼用)
 陸上 400m トラック (土・ラインなし)
 照明塔 8 基
 管理棟 1 棟

(6) 施設の名称 多目的グラウンド
 所在地 行橋市大字今井 3 7 6 7 番地
 開設年月 平成 8 年 4 月
 構造 真砂土グラウンドコート
 規模 敷地面積 24,260 m²
 施設内容 野球 1 面、サッカー 2 面、ソフトボール 4 面
 等に対応
 管理棟 1 棟
 国旗掲揚台 3 本

2 開館時間及び休館日

開館時間及び休館日は、次のとおりとします。ただし、指定管理者は市の承認を得て変更することができます。

施設名	開館時間	休館日
行橋市民体育館	9時から22時まで	(1) 毎週火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日又は休日にあたるときはその翌日) (2) 12月28日から翌年1月4日まで
行橋市弓道場	9時から22時まで	
行橋市武道館	9時から22時まで	
行橋市庭球場	9時から22時まで	
行橋市サッカー場	9時から22時まで	
多目的グラウンド	6時から19時まで	

3 利用料金

利用料金の額は、行橋市体育施設条例に定める額を上限として、指定管理者が市の承認を受けて定める額とします。なお、指定管理者は、あらかじめ市が定めた基準に従い利用料金を減額又は免除することができます。

利用料金は、指定管理者の収入としますが、経理については他の収入と明確に区別できるようにすること、またレンタル用備品の料金については別に定めることとします。

行橋市民体育館利用料金表

(単位:円)

利用区分		利用単位	9時から 17時まで	17時から 22時まで	照明料	
競技場	専用利用	入場料又はこれに類するものを徴収しない場合	1,100	1,320	1,270	
		入場料又はこれに類するものを徴収する場合	4,400	4,950		
	部分利用	1/2利用	550	660		640
		1/3利用	390	440		430
		1/10利用	120	170		210
	会議室			330		440
移動観覧席		1ブロック	2,970			
舞台		1時間	550	660		
トレーニング室	一般	1人1回	220			
	中学生以下		110			
シャワー				110		
放送施設一式		1時間	550			
冷房利用料金	アリーナ	1時間1台	220			
	2階観覧席	1時間1組	140			
暖房利用料金	アリーナ	1時間1台	170			
	2階観覧席	1時間1組	110			

備考

- (1) 市外居住者が競技場を利用する場合の利用料金は、この表に定める額の10割に相当する額を加算した額とします。
- (2) スポーツ、レクリエーション以外に競技場を利用する場合においては、市内居住者が利用する場合の利用料金はこの表に定める額の30割に相当する額を、市外居住者が利用する場合の利用料金は備考の(1)により算出した額の30割に相当する額をそれぞれ加算した額とします。
- (3) 1時間未満の時間は、1時間とみなします。
- (4) 2階観覧席の空調機器については、2台を1組とします。
- (5) 指定管理開始までの期間において、上記の利用料金体系が見直される可能性があります。利用料金の改定が行われた場合には、指定管理者は当該改定内容に従って管理運営を行うこととします。

行橋市弓道場利用料金表

(単位：円)

利用区分	利用単位	9時から22時まで
専用利用	1時間	330
個人利用		50

備考

- (1) 市外居住者が利用する場合の利用料金は、この表に定める額の10割に相当する額を加算した額とします。
- (2) 1時間未満の時間は、1時間とみなします。

行橋市武道館利用料金表

(単位：円)

利用区分	利用単位	9時から17時まで	17時から22時まで
全面利用	1時間	660	990
1/3面利用		220	330
1/6面利用		110	170

備考

- (1) 市外居住者が利用する場合の利用料金は、この表に定める額の10割に相当する額を加算した額とします。
- (2) 1時間未満の時間は、1時間とみなします。
- (3) 指定管理開始までの期間において、上記の利用料金体系が見直される可能性があります。利用料金の改定が行われた場合には、指定管理者は当該改定内容に従って管理運営を行うこととします。

行橋市庭球場利用料金表

(単位：円)

利用区分	利用単位	9時から22時まで
人工芝コート1面	1時間	330
照明施設利用料金		550

備考

- (1) 市外居住者が利用する場合の利用料金は、この表に定める額の10割に相当する額を加算した額とします。
- (2) 1時間未満の時間は、1時間とみなします。

行橋市サッカー場利用料金表

(単位：円)

利用区分		利用単位	9時から17時まで		17時から22時まで	
			平日	土曜・日曜・祝日	平日	土曜・日曜・祝日
サッカーグラウンドコート	全面利用	1時間	1,020	2,040	1,530	2,040
	1/2利用		510	1,020	760	1,020
照明施設利用料金	全灯利用		4,070			
	半灯利用		2,040			

備考

- (1) サッカーグラウンドコートに付属する陸上用トラックのみを利用する場合の利用料金は、サッカーグラウンドコート全面の利用料金とします。
- (2) 市外居住者及び業としてスポーツの講習、指導等を行う者（その業としての利用に用いる場合に限る。）が利用する場合の利用料金は、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とします。
- (3) 1時間未満の時間は、1時間とみなします。

行橋市多目的グラウンド利用料金表

(単位：円)

利用区分	利用単位	6時から19時まで	
		平日	土曜・日曜・祝日
全面利用	1時間	610	810
1/2利用		310	410

備考

- (1) 市外居住者が利用する場合の利用料金は、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とします。
- (2) 1時間未満の時間は、1時間とみなします。

4 人員の配置

- (1) 配置する人員の勤務形態は、労働基準法を遵守し、各施設の運営に支障がないようにしてください。
- (2) 甲種防火管理者を各施設に配置してください。
- (3) 責任者の配置等、施設管理及び事業運営に必要な人員を配置してください。
- (4) 指定管理施設に体育施設等の総括責任者を配置し、常勤させてください。
※地元雇用の観点から、雇用を行う場合は、できる限り地元の方を雇用することが望ましいと考えます。

5 令和6年度までの収支状況（利用者数、決算その他運営状況）

行橋市体育施設利用者数及び利用料収入

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人）	85,961	141,002	181,372	189,272
利用料収入（円）	11,051,000	17,981,000	19,768,000	19,458,000

運営事業費決算

(単位：円)

支出科目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	人件費(社員、アルバイト)	31,587,000	37,392,000	39,428,000	40,970,000
事務費	消耗品費、雑費、什器備品	1,871,000	1,071,000	887,000	661,000
	通信運搬費	454,000	465,000	443,000	414,000
	保険料	1,921,000	1,061,000	1,107,000	1,003,000
	使用料及び賃借料	703,000	663,000	687,000	655,000
	備品購入費	997,000	243,000	176,000	167,000
	福利厚生費(制服代他)	200,000	64,000	25,000	0
	原材料費	262,000	165,000	198,000	1,000
	公租公課費	10,000	3,000	1,000	3,000
	広告宣伝費	2,067,000	825,000	825,000	698,000
	その他(物品販売、自主事業原価等)	1,796,000	2,002,000	2,252,000	2,254,000
管理費	燃料費	50,000	80,000	83,000	81,000
	光熱水費(電気・水道・ガス等)	5,093,000	7,728,000	6,707,000	7,510,000
	修繕費(設備修繕)	2,097,000	1,925,000	1,117,000	1,134,000
	手数料	487,000	485,000	227,000	680,000
	清掃費	100,000	100,000	100,000	825,000
	貯水槽清掃費	90,000	154,000	90,000	清掃費に計上
	水質検査費	11,000	11,000	11,000	11,000
	警備費	377,000	342,000	342,000	342,000
	電気保安点検費	436,000	436,000	436,000	436,000
	消防設備点検費	424,000	424,000	330,000	424,000
	浄化槽維持管理費	1,962,000	1,560,000	2,114,000	2,114,000
	害虫駆除費	64,000	158,000	158,000	166,000
	施設管理費	153,000	154,000	145,000	113,000
	施設・什器点検費	984,000	1,692,000	1,607,000	1,756,000
一般管理費	1,200,000	1,836,000	3,178,000	1,201,000	
合計		55,396,000	61,039,000	62,674,000	63,619,000

6 指定管理者が行う業務

- (1) 行橋市体育施設（以下「体育施設」という。）の管理運営体制の整備
- (2) 地域との連携
- (3) 利用申請の受付、許可、利用の禁止・制限に関する業務。
※行橋総合公園内の他の体育施設等との包括的な受付を推進し、サービスの質の維持、向上を図ること。
- (4) 利用料金の徴収、還付に関する業務
- (5) 利用者へのサービスの提供
- (6) 受付において、施設利用の案内、施設利用及び物品貸与の申込受付、苦情や問合せへの対応業務。
- (7) 事業にかかる広報等
- (8) 体育施設・設備の維持管理業務
- (9) 事業計画書及び収支計算書の作成
- (10) 事業報告書の作成
- (11) 月次報告書の作成及び報告
- (12) 事故、トラブル防止策の策定及び事故、トラブル発生時の市への報告体制の構築
- (13) 指定期間終了にあたっての引継業務
- (14) 関係機関との連絡調整業務
- (15) 施設利用者の利便向上に資する業務

①自主事業について

体育施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができます。

なお、この場合は募集を開始する前に市の承認を得ること。

②売店等の物品販売について

指定管理者は、体育施設の設置目的を損なわない範囲で市の許可を得て売店等を設置することができます。ただし、売店等の設置により施設の一部を占有する場合は、行政財産目的外使用料を市に納付すること。

③スポーツインストラクターの雇用

④その他、利用に関すること

ア パンフレットの作成

イ 予約システム導入後の管理運用

ウ ホームページの作成・更新・管理運用

(16) 樹木等維持管理、除草、清掃に関する業務

樹木等の維持管理は、生育状況や天候を考慮し、また環境に配慮しながら実施すること。

回数については、下表以上の回数を目安とし、年間を通じて良好な環境を維持することとし、利用者等からご意見があれば、即座に対応できる体制を整えること（常駐が望ましい）。

ただし、全体計画の中で回数を減らしたい場合や、薬剤を変更したい場合は、別途市と協議のうえ、承認をえること。

行橋総合公園樹木等維持管理(体育施設)

維持管理種類		数量		回数	備考
樹木維持管理	樹木剪定	100	本	年1回	
	樹木施肥	100	本	年1回	ウッドエース
	樹木防除	100	本	年2回	トレボン
	芝刈	7,300	m ²	年24回	
	芝施肥	7,300	m ²	年2回	バーディーエース
	芝防除	7,300	m ²	年3回	消毒+除草剤
	芝目土入れ	730	m ²	年1回	
ゴミ(樹木)				随時	8t/年
ゴミ(芝)				随時	8t/年

行橋総合公園内除草・清掃作業等(体育施設)

	作業項目	備考
総合公園	園内除草	通年
	園内清掃	通年
	トイレ清掃	2回/週 2箇所
その他	塵芥処理	各作業における塵芥処理費 1t/年

備考

- ① 他の施設で管理する区域と合わせ、公園全体を一斉に実施するものとし、寄植の中から延びる雑草も対応すること。
- ② 落葉時や台風等の強風後は、速やかに実施すること。
- ③ トイレトペーパーの補充等、利用環境を常時整えること。また、浄化槽の法定点検にも対応すること。
- ④ 植栽、施設の維持管理で出たゴミは、処理場等で適切に廃棄処分すること。

(17) その他市が体育施設の管理上必要と認める業務

《参考資料》 ※例年の行事の参考として添付

令和7年度行橋市体育事業計画

月	日	行事名	会場	
4	6	第43回初心者早朝硬式テニス教室(～5月下旬:7回)	庭球場(1～8コート)	行橋市教育委員会
4	13	第74回行橋市一般男子ソフトボール春季大会	多目的グラウンド	体育協会
4	20	第62回行橋市ふれあいソフトバレーボール大会	市民体育館・会議室	体育協会
4	27	第39回行橋市ふれあいバレーボール大会	市民体育館・会議室	体育協会
5	3・4	第28回美夜古カップ中学校サッカー大会	サッカー場・多目的G	行橋市サッカー協会 ※行橋市教育委員会
5	17	第29回行橋市バスケットボール大会 <兼県民予選>	市民体育館・会議室	体育協会
5	18	第33回行橋市ふれあい卓球大会	市民体育館・会議室・卓球室	体育協会
6	1	第51回行橋市新人テニス大会	庭球場(1～8コート)	体育協会
6	1	第47回行橋市青少年武道大会(柔道)	武道館・師範室	体育協会
6	7	第22回行橋市長杯争奪中学校ソフトテニス大会	庭球場(1～8コート)	行橋市教育委員会
6	8	第47回行橋市青少年武道大会(空手道)	武道館・師範室	体育協会
6	8	第68回行橋市民球技バドミントン大会 <兼県民予選>	市民体育館・会議室	体育協会
6	15	第68回行橋市民球技バレーボール大会 <兼県民予選>	市民体育館・会議室・卓球室	体育協会
7	6	第68回行橋市民球技卓球大会 <兼県民予選>	市民体育館・会議室	体育協会
7	13	第68回行橋市民球技ソフトテニス大会 <兼県民予選>	庭球場(1～8コート)	体育協会
8	3	第25回行橋市長旗争奪少年柔道大会	市民体育館	行橋市・行橋市教育委員会
8	14・15	第3回行橋市長旗争奪中学校バスケットボール大会	市民体育館	行橋市・行橋市教育委員会
9	7	第47回行橋市青少年武道大会・交流大会(少林寺拳法)	武道館・師範室	体育協会
9	14	第28回行橋市ふれあいテニス大会	庭球場(1～8コート)	体育協会
9	20	スポーツフェスタ・ふくおか(成年男子バレー・柔道競技)	市民体育館・武道館	行橋市・行橋市教育委員会
9	21	スポーツフェスタ・ふくおか(剣道競技)	市民体育館・武道館	行橋市・行橋市教育委員会
9	28	第21回スポーツフェスタinゆくはし (剣道・弓道・軟式野球・硬式テニス・ソフトバレー・ニュースポーツ)	市民体育館・総合公園周辺	行橋市・行橋市教育委員会
10	5	第54回行橋市長杯争奪ソフトテニス大会	庭球場(1～8コート)	体育協会
10	5	第75回行橋市一般男子ソフトボール秋季大会	多目的グラウンド	体育協会
10	19・26	第55回京築地区総合サッカー選手権大会(2/4日間)	サッカー場	体育協会
10	25	京築剣道練成会	市民体育館・研修センター	行橋市・行橋市教育委員会
10	26	第62回行橋市弓道大会(控室で体育館会議室・卓球室)	弓道場・会議室・卓球室	体育協会
10	26	第63回行橋市ふれあいソフトバレーボール大会	市民体育館・会議室	体育協会
10	26	第52回行橋オープンテニストーナメント大会	庭球場(1～8コート)	行橋テニス協会
11	2	第47回行橋市青少年武道大会 <剣道>	市民体育館・会議室	体育協会
11	2	第55回京築地区総合サッカー選手権大会(3/4日間)	サッカー場	体育協会
11	8・9	第41回行橋市ジュニアサッカー大会 ★3日目 11/16(日)	サッカー場	体育協会
11	9	第26回行橋市太極拳交流大会	市民体育館	体育協会
11	16	第25回行橋市秋季バドミントン大会	市民体育館	行橋市バドミントン協会
11	16	第24回会長杯争奪テニス大会	庭球場(1～8コート)	行橋テニス協会
11	30	第28回行橋市バレーボール大会	市民体育館	行橋市バレーボール協会
12	14	第55回京築地区総合サッカー選手権大会(4/4日間)	サッカー場	体育協会
1	18	第27回行橋市新春バドミントン大会	市民体育館	行橋市バドミントン協会
1	25	行橋プロジェクトゆくはしシーサイドハーフマラソン2026	行橋総合公園スタート	ゆくはしシーサイドハーフマラソン実行委員会
2	1	第57回行橋市バドミントン大会	市民体育館・会議室	体育協会
2	15	第34回行橋市早春ソフトバレーボール大会	市民体育館	行橋市ソフトバレーボール協会
3	8	第35回行橋市長旗争奪中学校剣道大会	市民体育館	行橋市長旗争奪中学校剣道大会実行委員会

利用料全額免除・・・行橋市、行橋市教育委員会、体育協会
 利用料半額免除・・・体育協会競技団体

行橋市宿泊型研修施設指定管理者仕様書

1 施設の概要

- (1) 施設の名称 行橋市研修センター（敷地面積 8,330 m²）
 所在地 行橋市大字今井 3 7 5 8 番地
 開設年月日 平成元年 4 月 1 日
 建物構造 鉄筋コンクリート造
 規模 2階建 建物延床面積 2,082 m²
 施設内容 宿泊型研修施設
- (2) 施設の名称 行橋市オートキャンプ場（敷地面積 9,840 m²）
 所在地 行橋市大字蓑島 8 9 5 番地
 開設年月日 平成 2 5 年 4 月 1 日
 規模 オートサイト 8 区画 テントサイト 5 区画
 炊飯棟 3 棟
 施設内容 オートキャンプ施設

2 開所時間及び休所日

開所時間、休所日については、次のとおりとします。ただし、指定管理者は市の承認を得て変更することができます。

施設名	開所時間		休所日
行橋市 研修センター	9時から21時まで		(1) 毎週火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日又は休日に当たるときはその翌日） (2) 12月28日から翌年1月4日まで
行橋市オート キャンプ場	日帰り	11時から同日の21時まで	
	宿泊	11時から翌日の10時まで。ただし、連泊する場合は、最終日の10時まで	

3 利用料金

利用料金の額は、行橋市宿泊型研修施設条例に定める額を上限として、指定管理者が市の承認を受けて定める額とします。

利用料金は、指定管理者の収入とするが、経理については他の収入と明確に区別できるようにすること。またレンタル用備品の料金については別に定めることとします。

行橋市研修センター利用料金表

(単位：円)

研修室のみ利用 (1室使用1時間当たり)			宿泊室利用料金 (1人1泊)			
研修室利用料金		冷暖房利用料金				
第1研修室	市内	800	480	一般	市内	740
	市外	1,600			市外	1,480
第2研修室	市内	380	210	高校・大学生	市内	430
	市外	760			市外	860
第3研修室	市内	380	210	児童・小中学生	市内	210
	市外	760			市外	420
和室	市内	590	320			
	市外	1,180				

備考

- ①受講料等を徴収する研修の場合の利用料金は、この表に定める額の10割に相当する額を加算した額とします。
- ②「市内」とは市内居住者を、「市外」とは市外居住者をいいます。
- ③1時間未満の時間は、1時間とみなします。
- ④宿泊室利用の際は、上記料金の他に一人あたり200円の宿泊税がかかります。

行橋市オートキャンプ場利用料金表

(単位：円)

区分		宿泊 (1区画使用1泊あたり)	日帰り (1区画使用1回あたり)
オートキャンプサイト	市内	1,570	780
	市外	3,140	1,560
テントサイト	市内	780	520
	市外	1,560	1,040

備考

- ①1区画を使用できる人数の上限は、10名とします。
- ②「市内」とは市内居住者を、「市外」とは市外居住者をいいます。

4 人員の配置

(1) 配置する人員の勤務形態は、労働基準法等を遵守し、各研修施設の運営に支障がないようにしてください。

(2) 甲種防火管理者を各研修施設に配置してください。

※地元雇用の観点から、雇用を行う場合は、できる限り地元の方を雇用することが望ましいと考えます。

5 令和6年度までの収支状況（利用者数、決算その他運営状況）

行橋市研修センター利用者数、利用料収入

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人）	2,460	5,122	6,555	7,701
利用料収入（円）	2,992,290	6,299,930	8,129,230	12,503,590

行橋市オートキャンプ場利用者数、利用料収入

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人）	2,189	5,391	5,245	5,287
利用料収入（円）	1,303,384	1,601,480	1,361,095	1,118,610

運営事業費決算

(単位：円)

支出科目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	社員・アルバイト	15,794,000	18,696,000	19,356,000	20,485,000
事務費	消耗品費、雑費、什器備品	2,338,000	1,339,000	1,108,000	826,000
	通信運搬費	280,000	313,000	300,000	261,000
	保険料	466,000	207,000	242,000	127,000
	使用料及び賃借料（リース品）	2,095,000	2,166,000	2,162,000	2,496,000
	備品購入費	997,000	243,000	176,000	167,000
	福利厚生費(制服代他)	200,000	64,000	25,000	0
	原材料費	523,000	330,000	396,000	1,000
	公租公課費	0	7,000	19,000	8,000
	広告宣伝費	1,034,000	693,000	564,000	465,000
	その他(自主事業原価等)	1,662,000	1,397,000	2,326,000	1,478,000

管理費	燃料費	144,000	284,000	266,000	392,000
	光熱水費（電気・水道・ガス等）	3,892,000	5,903,000	5,291,000	6,094,000
	修繕費（設備修繕）	1,446,000	545,000	272,000	501,000
	手数料	87,000	90,000	170,000	259,000
	清掃費	0	0	53,000	0
	貯水槽清掃費	0	0	69,000	0
	水質検査費	17,000	34,000	27,000	22,000
	警備費	104,000	147,000	147,000	147,000
	電気保安点検費	145,000	145,000	145,000	145,000
	消防設備点検費	182,000	182,000	275,000	182,000
	浄化槽維持管理費	616,000	616,000	616,000	616,000
	食堂運営委託費	1,557,000	3,069,000	3,950,000	6,909,000
	害虫駆除費	96,000	63,000	63,000	166,000
	施設管理費	245,000	484,000	754,000	1,159,000
	施設・什器点検費	611,000	652,000	623,000	718,000
一般管理費	601,000	1,167,000	2,082,000	846,000	
合 計	35,132,000	38,836,000	41,477,000	44,470,000	

6 指定管理者が行う業務

(1) 研修施設の管理運営体制の整備

(2) 地域との連携

(3) 利用申請の受付、許可、利用の禁止・制限に関する業務

※行橋総合公園内の他の体育施設等との包括的な受付を推進し、サービスの質の維持、向上を図ること。

(4) 利用料金の徴収、還付に関する業務

(5) 利用者へのサービスの提供

※定期的な接遇研修の実施等を通じ、不快感を与えない接遇マナーの習得に努めること。

(6) 受付において、施設利用の案内、施設利用及び物品貸与の申込受付、苦情や問合せへの対応業務。

(7) 事業にかかる広報等

(8) 研修施設・設備の維持管理業務

(9) 事業計画書及び収支計算書の作成

(10) 事業報告書の作成

(11) 月次報告書の作成及び報告

(12) 事故、トラブル防止策の策定及び事故、トラブル発生時の市への報告体制の構築

(13) 指定期間終了にあたっての引継業務

(14) 関係機関との連絡調整業務

(15) 研修施設利用者の利便向上に資する業務

① 自主事業について

研修施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができます。なお、この場合は募集を開始する前に市の承認を得ること。

② 売店等の物品販売について

指定管理者は、研修施設の設置目的を損なわない範囲で市の許可を得て売店等を設置することができます。ただし、売店等の設置により研修施設の一部を占有する場合は、行政財産目的外使用料を市に納付すること。

③ その他、利用に関すること

ア パンフレットの作成

イ 予約システム導入後の管理運用

ウ ホームページの作成・更新・管理運用

(16) 樹木等維持管理、除草、清掃に関する業務

樹木等の維持管理は、生育状況や天候を考慮し、また環境に配慮しながら実施すること。

回数については、下表以上の回数を目安とし、年間を通じて良好な環境を維持することとし、利用者等からご意見があれば、即座に対応できる体制を整えること(常駐が望ましい)。

ただし、全体計画の中で回数を減らしたい場合や、薬剤を変更したい場合は、別途市と協議のうえ、承認を得ること。

行橋総合公園樹木等維持管理 (宿泊型研修施設)

維持管理種類		数量		回数	備考
樹木維持管理	樹木剪定	20	本	年1回	
	寄植剪定	100	m ²	年2回	除草工含
	樹木施肥	20	本	年1回	ウッドエース
	寄植施肥	100	m ²	年1回	バーディーラージ
	樹木防除	20	本	年2回	トレボン
	寄植防除	100	m ²	年2回	
	芝刈	4,400	m ²	年24回	
	芝施肥	4,400	m ²	年2回	バーディーエース
	芝防除	4,400	m ²	年3回	消毒+除草剤
	芝目土入れ	440	m ²	年1回	

	松食虫防除	100	本	年3回	散布 薬剤変更
ゴミ (樹木)				随時	2t/年
ゴミ (芝)				随時	5t/年

行橋総合公園内除草・清掃作業等 (宿泊型研修施設)

作業場所	作業項目	備考
総合公園	園内除草	毎月
	園内及び園周辺清掃	通年 (園内+園周辺)
	トイレ清掃	4回/週 1箇所 浄化槽点検含む
その他	塵芥処理	各作業における塵芥処理費 1t/年

備考

- ①他の施設で管理する区域と合わせ、公園全体を一斉に実施するものとし、寄植の中から延びる雑草も対応すること。
- ②落葉時や台風等の強風後は、速やかに実施すること。
- ③トイレトペーパーの補充等、利用環境を常時整えること。また、浄化槽の法定点検にも対応すること。
- ④施設の維持管理で出たゴミは、処理場等で廃棄すること。

(17) その他市が研修施設の管理上必要と認める業務

行橋総合公園指定管理者仕様書（案）

1 施設の概要

施設の名称	行橋総合公園
所在地	行橋市大字今井字陣山地内
開設年月	昭和63年3月31日（当初）
規模	公園面積 213,000 m ²
施設内容	芝生広場、子供広場、エントランス広場、野外ステージ、自然観察池、噴水、園路、パーゴラ、ベンチ、遊具、水飲み場、駐車場、公衆便所、樹木等

2 利用料金

利用料金の額は、行橋市都市公園条例に定める額を上限として、指定管理者が市の承認を受けて定める額とします。なお、指定管理者は、あらかじめ市が定めた基準に従い利用料金を減額又は免除することができます。

利用料金は、指定管理者の収入としますが、経理については他の収入と明確に区別できるようにすることとします。

行橋市都市公園利用料金表

（単位：円）

都市公園利用料			
区分	日	単位	金額
行商、募金その他これらに類するもの	日	1 件	320
露店	日	1 m ²	110
業として写真を撮影するもの	日	写真機 1 台	110
業として映画を撮影するもの	日	映写機 1 台	320
興行、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うもの	日	100 m ²	320

3 令和6年度までの収支状況

行橋総合公園利用者数及び利用料収入

（単位：円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（件）	5,089	3,974	9,060	12,544
利用料収入（円）	367,750	330,990	361,780	537,690

※利用申請のあった人数のみ計上。公園の一般利用者は除く。

運営事業費決算

(単位：円)

支出科目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	人件費(社員、アルバイト)	8,136,000	10,090,000	10,753,000	11,174,000
事務費	消耗品費、雑費、什器備品	468,000	268,000	222,000	165,000
	通信運搬費	23,000	22,000	21,000	18,000
	保険料	165,000	172,000	130,000	375,000
	使用料及び賃借料(リース品)	1,281,000	1,421,000	1,740,000	1,518,000
	備品購入費	499,000	122,000	88,000	83,000
	福利厚生費(制服代他)	100,000	32,000	12,000	0
	原材料費	558,000	422,000	655,000	125,000
	公租公課費	0	0	0	0
	広告宣伝費	345,000	214,000	0	0
	その他(物品販売、自主事業原価等)	1,514,000	262,000	231,000	0
管理費	燃料費	201,000	319,000	332,000	326,000
	光熱水費(電気・水道・ガス等)	3,726,000	5,651,000	4,879,000	5,721,000
	修繕費(設備修繕)	718,000	541,000	756,000	846,000
	手数料	55,000	50,000	170,000	207,000
	電気保安点検費	145,000	145,000	145,000	145,000
	浄化槽維持管理費	419,000	289,000	492,000	882,000
	施設管理費(廃棄物処分費他)	1,079,000	1,235,000	1,159,000	902,000
	遊具管理費	143,000	143,000	143,000	143,000
一般管理費	2,202,000	687,000	1,180,000	449,000	
合計	21,777,000	22,085,000	23,108,000	23,259,000	

4 指定管理者が行う業務

指定管理者は、行橋総合公園（以下「公園」という。）の管理のため、次のとおり業務を行うこと。

（1）施設等の利用許可に関する業務

- ① 施設の利用申請の受付・許可、利用の禁止・制限に関する業務
- ② 利用料金の徴収、還付に関する業務
- ③ 受付において、施設利用の案内、施設利用及び物品貸与の申込受付、苦情や問合せへの対応業務
- ④ 施設の利用許可件数及びその内訳について、日報、月報及び事業報告書を作成すること。
- ⑤ 施設利用者（利用許可等の申込者を含む。）に対しては、施設の利用方法や利用上の留意点など必要かつ十分な案内を行うこと。
- ⑥ 接遇については、利用者が不快に感じないように、最大限留意すること。
- ⑦ 施設の利用や利用許可については、公正平等に取扱うこと。

（2）植栽の管理に関する業務

植栽の維持管理は、生育状況や天候を考慮し、また、環境に配慮しながら実施すること。

回数については、下表以上の回数を目安とし、年間を通じて良好な環境を維持することとし、利用者等からご意見があれば、即座に対応できる体制を整えること（常駐が望ましい）

ただし、全体計画の中で回数を減らしたい場合や、薬剤を変更したい場合は、別途市と協議のうえ、承認をえること。

行橋総合公園植栽維持管理（総合公園）

維持管理種類		数量		回数	備考
樹木維持管理	樹木剪定	500	本	年1回	※①
	寄植剪定	4,320	m ²	年2回	
	樹木施肥	500	本	年1回	ウッドエース
	寄植施肥	4,320	m ²	年1回	バーディーラージ
	樹木防除	2,490	本	年2回	トレボン
	寄植防除	4,320	m ²	年2回	
	芝刈	36,700	m ²	年24回	
	芝施肥	36,700	m ²	年2回	バーディーエース
	芝防除	36,700	m ²	年3回	消毒+除草剤
	芝目土入れ	3,670	m ²	年1回	

	松食虫防除	100	本	年 2 回	散布薬剤は毎回変更
ゴミ (樹木)				随時	40t/年 ※②
ゴミ (芝)				随時	40t/年 ※②

備考

- ①利用者が歩く歩道や園路部の樹木の剪定は、最低年 1 回実施し、その他の対象樹木は計画的に剪定を行い、指定期間の 5 年間で、対象樹木すべての剪定を実施すること。
 ②植栽の維持管理で出たゴミは、処理場等で適切に廃棄処分すること。

(3) 施設の管理に関する業務

回数については、下表以上の回数を目安とし、年間を通じて良好な環境を維持すること。

行橋総合公園施設維持管理 (総合公園)

作業項目	備考
遊具点検	法定点検 1 回/年 日常点検 2 回/月 ※①
噴水池清掃	毎月 ※②
スクリーン管理	1 回/月 ※③
園内除草	毎月 ※④
園内及び園周辺清掃	通年 (園内+園周辺+遊具) ※⑤
トイレ清掃	4 回/週 3 箇所 ※⑥
塵芥処理	各作業における塵芥処理費 15t ※⑦

備考

- ①ボルトの締まり具合やロープの損耗状態、遊具部材の腐食状況等を点検し、異常を発見した場合は、速やかに修繕すること。
 ②噴水の運用については以下の通りとする。
- ・ 6 月から 10 月については、休館日を除き噴水を稼働させること
 - ・ 噴水稼働期間は週 2 回以上、水質チェックを実施し、必要に応じて塩素注入量の調整を行うこと
 - ・ ろ過機及びポンプ等については年 1 回の保守点検を実施するとともに、3 年に一度はろ材交換をすること (実際のろ材交換においては、市と協議のうえ実施判断する)
 - ・ 噴水稼働期間は月に 1 回は水を抜いて清掃のうえ、水を入れ替えること。噴水稼働期間外においても毎月清掃を実施すること
 - ・ 噴水稼働期間中で 3 回は、詳細の水質検査を行うこと

- ③オートキャンプ場横の水路に設置した、スクリーンに溜まるゴミの清掃。
- ④他の施設で管理する区域と合わせ、公園全体を一斉に実施するものとし、寄植の中から延びる雑草も対応すること。
- ⑤落葉時や台風等の強風後は、速やかに実施すること。
- ⑥トイレトペーパーの補充等、利用環境を常時整えること。また、浄化槽の法定点検にも対応すること。
- ⑦施設の維持管理で出たゴミは、処理場等で廃棄すること。

(4) その他

- ① 照明装置等の維持・交換及びその他の施設の小破修繕については、速やかに修繕すること。
- ② 利用者が快適に利用できるよう、犬・猫等の散歩については、十分気をつけるとともにフン等の処理を速やかに行うこと。

5 物品について

公園の維持管理に必要な物品（備品、消耗品等）は、指定管理者が用意するものとします。